



令和7年4月30日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 吉開(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 大澤(972-2677)

土壌・地下水汚染の報告について

下記のとおり、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌・地下水汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告者 東亜合成株式会社

2 報告日 令和7年4月25日

3 報告の概要

(1) 対象地名 東亜合成株式会社 名古屋研究機構跡地

(2) 所在地 名古屋市港区船見町1番1

(3) 対象地の概要 駐車場(平成27年～現在まで)
11,577.31 m²(工業専用地域)



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイト(国土地理院)の地理院地図を一部編集して使用している。

(4) 汚染状況

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※2
土壌溶出量調査	クロロエチレン	0.0021～0.010 mg/L	1.1～5.0 倍	0.002 mg/L 以下	2／122
	1,2-ジクロロエチレン	0.076 mg/L	1.9 倍	0.04 mg/L 以下	1／122
	テトラクロロエチレン	0.018～0.10 mg/L	1.8～10 倍	0.01 mg/L 以下	1／122
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0083～0.024 mg/L	1.4～4.0 倍	0.006 mg/L 以下	1／122
	トリクロロエチレン	0.015～0.068 mg/L	1.5～6.8 倍	0.01 mg/L 以下	1／122

(次頁へ続く)

項目※ ¹	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※ ²
地下水調査	クロロエチレン	0.0045～0.83 mg/L	2.3～420 倍	0.002 mg/L 以下	4／122
	1,2-ジクロロエチレン	0.67 mg/L	17 倍	0.04 mg/L 以下	1／122
	テトラクロロエチレン	0.025 mg/L	2.5 倍	0.01 mg/L 以下	1／122
	1,1,2-トリクロロエタン	0.052 mg/L	8.7 倍	0.006 mg/L 以下	1／122
	トリクロロエチレン	0.024 mg/L	2.4 倍	0.01 mg/L 以下	1／122

※¹ 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を示します。

※² 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌・地下水汚染対策を実施するよう指導を行います。

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

また、周辺の井戸水の水質調査を行うとともに、念のため、周辺井戸所有者に対して井戸水を飲用しないよう指導します（飲用に使用している水が基準に適合している場合を除く）。

<参考>

- ① 東亜合成株式会社 名古屋研究機構跡地において過去に公表した土壌・地下水汚染（平成 27 年 12 月 18 日公表分）

項目	汚染物質	基準超えの最大濃度	基準に対する倍率	基準
土壌溶出量調査	テトラクロロエチレン	0.079 mg/L	7.9 倍	0.01 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.049 mg/L	1.6 倍	0.03 mg/L 以下※
	水銀及びその化合物	0.053 mg/L	110 倍	0.0005 mg/L 以下
	セレン及びその化合物	0.57 mg/L	57 倍	0.01 mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.11 mg/L	11 倍	0.01 mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.21 mg/L	21 倍	0.01 mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	1.7 mg/L	2.1 倍	0.8 mg/L 以下

（次頁へ続く）

項目	汚染物質	基準超えの 最大濃度	基準に対する 倍率	基準
土壌 含有量 調査	鉛及び その化合物	4,800 mg/kg	32 倍	150 mg/kg 以下
地下水 調査	セレン及び その化合物	0.013 mg/L	1.3 倍	0.01 mg/L 以下
	砒素及び その化合物	0.020 mg/L	2.0 倍	0.01 mg/L 以下
	ふっ素及び その化合物	1.3 mg/L	1.6 倍	0.8 mg/L 以下

※ 令和3年度より、0.01 mg/L 以下に変更された。

② 東亜合成株式会社 名古屋研究機構跡地において過去に公表した地下水汚染（平成 29 年 8 月 25 日公表分）

項目	汚染物質	基準超えの 最大濃度	基準に対する 倍率	基準
地下水 調査	テトラクロエチレン	0.015 mg/L	1.5 倍	0.01 mg/L 以下

③ 基準を超過した物質の毒性について

【クロロエチレン】

毒性：労働者を対象とした疫学調査や症例報告の多くで、塩化ビニルモノマー（クロロエチレンの別名）が肝臓の血管肉腫の発生を増加させたと報告されている。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）はグループ 1（人に対して発がん性がある）に分類している。

【1,2-ジクロロエチレン】

急性毒性：高濃度の1,2-ジクロロエチレンは、他の塩素化エチレン類と同様に麻酔作用を有する。目、鼻、皮膚、粘膜に強い刺激作用があり、蒸気を吸入すると一過性麻酔状態に陥る。

慢性毒性：中枢神経障害、肝機能障害を起こす。

発がん性：情報はない。

【テトラクロロエチレン】

急性毒性：急性高濃度暴露では、中枢神経系抑制作用を主としてめまい感、不快感、めまいなど、さらに高濃度では意識を失う。反復暴露では頭痛、脱力感等を訴え、重症例では不眠、記憶力の低下、手指の知覚低下などが見られる。作業中に暴露した人に、肝、腎、中枢神経への影響が見受けられる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）はグループ 2A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類している。

【1,1,2-トリクロロエタン】

発がん性：国際がん研究機関（IARC）はグループ 3（人に対する発がん性については分類できない）に分類している。

【トリクロロエチレン】

急性毒性：急性高濃度暴露では中枢神経系抑制作用が強く、以前は麻酔にも用いていた。より低濃度ではめいてい状態となる。

人に対する 15～25 mL の経口暴露では、嘔吐、腹痛が起こり、次いで一時的な意識不明を起こす。

*15 mL は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.068 mg/L）では、水 320kL に、地下水の汚染物質濃度（0.024mg/L）では、水 910kL に含まれる量になります。

慢性毒性：50～100 ppm 以上の暴露ではめまい、腹痛、関節の異常感、不安感などが増加する。職業上の暴露で血清中のトランスアミナーゼの増加が起こるという報告がある。このことは肝実質の損傷を示唆している。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）はグループ 2 A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）